

平成20年度標茶町財政健全化審査意見

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

健全化判断比率	平成20年度	早期健全化基準	備考
①実質赤字比率	—	14.48	
②連結実質赤字比率	—	19.48	
③実質公債費比率	16.2	25.0	
④将来負担比率	95.9	350.0	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成20年度の実質赤字比率は黒字となっており、早期健全化基準の14.48%と比較するとこれを下回っている。

② 連結実質赤字比率について

平成20年度の実質赤字比率は黒字となっており、早期健全化基準の19.48%と比較するとこれを下回っている。

③ 実質公債費比率について

平成20年度の実質公債費比率は16.2%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っている。

④ 将来負担比率について

平成20年度の将来負担比率は95.9%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成20年度標茶町下水道事業特別会計経営健全化審査意見

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

比率名	平成20年度	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	—	20	

(2) 個別意見

- ① 資金不足比率について
資金不足状況にはない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。